

公益社団法人米子広域シルバー人材センター  
令和5年度第3回理事会議事録

- 1 招集日時 令和5年10月11日(水)午後1時30分
- 2 招集場所 米子市シルバーワークプラザ・多目的ホール(2階)
- 3 出席した理事(13名)及び監事(2名)

理事長(代表理事)	松岡 勉			
副理事長(代表理事)	矢倉 英雄			
専務理事	先灘 匡			
理事	田後 良文	塚田 容子	橋田 和久	近藤 均
	森 和昭	亀岡 吉郎	河上 丈二	神庭 智恵子
	岩川信一郎	崎谷 誠二		
監事	塚田 武志	吉津 秀樹		
- 4 欠席した理事(2名)

理事	伊藤 正之	増田 広利
----	-------	-------
- 5 議事録の作成に係る職務を行った理事  
専務理事 先灘 匡
- 6 出席した事務局職員  
主任 大久保 貴
- 7 議事録署名人  
理事長(代表理事) 松岡 勉 副理事長(代表理事) 矢倉 英雄  
監事 塚田 武志 吉津 秀樹
- 8 開会 午後1時30分
- 9 議事の結果及び経過の概要

●報告事項

(1) 理事長等の職務執行状況について(令和5年6月1日以降)

○松岡議長(理事長) 次に、3 報告事項、(1) 理事長等の職務執行状況について、事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 理事長等の職務執行状況について、本年6月1日以降の理事長、副理事長及び専務理事の職務の執行状況を定款第24条第6項の規定により報告いたします。

まず、黒丸のものは、鳥取県シルバー人材センター連合会の定時総会、委員会等に関する職務執行状況です。

次に、毎月、原則、1日と15日に新規入会説明会に先灘が出席して入会の説明等を行っています。

次に、月ごとの職務執行状況を説明いたします。

まず、6月は、役員の変更が本年あったため、米子市をはじめ関係機関に、理事長、副理事長及び専務理事の就任のごあいさつを13日、14日及び16日に行いました。次に、21日に鳥取県シルバー人材センター連合会の定時総会が開かれ理事長が出席しました。28日には、鳥取県が公益法人の所管行政庁になるので、令和4年度の事業報告等を提出しました。これは、毎年、6月末が提出期限です。次に、29日には、当センターの安全管理委員会に理事長と先灘が出席し、安全・適正就業の徹底等の周知確認をしました。次に、同日、5月31日に開催された定時総会及び理事会において役員が改選されたので鳥取県に対し役員変更の届出をしました。

次に、7月は、12日に第2回理事懇談会が開催されました。次に、21日に鳥取県シルバー人材センター連合会安全・適正就業研修会が倉吉市で開催され理事長と先灘が出席しました。

次に、8月は、25日に地域班長会議、29日には職能班長会議を開催し、理事長と先灘が出席しました。

次に、9月は、13日に第3回理事懇談会、29日には最低賃金の改定に伴う配分金等の改定のため配分金等検討委員会を開催し、理事長と先灘が出席しました。

最後に、10月は、本日、11日に理事会の開催ということです。以上が6月以降の職務執行状況の報告です。

○松岡議長（理事長） 説明は終わりました。質疑はございますか。

（質疑なし）

## （2）新規入会正会員について（令和5年5月1日以降）

○松岡議長（理事長） 次に、（2）新規入会正会員について、事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 新規入会正会員については、定款第6条により、理事長の承認を受けた後に、理事長は次回の理事会に報告するという規定がありますので、今回報告します。

本年5月1日から9月30日までの入会についての報告です。この期間に入会された方の氏名等は一覧表のとおり、合計39人の会員の入会がありました。うち男性が21人、女性が18人です。年齢別では、60歳から64歳までの方が一番多くて13人、それから70歳から74歳までの方が10人、65歳から69歳までの方が9人と続いています。

また、本年度当初に530人であったものが、9月末現在で540人となり、当初に比べて10人の増となりました。うち退会が34人、入会が44人です。

昨年度から入会の申込みをした後に、就業をした場合に正会員とすることになりました。昨年度後半から入会説明会に来られる方の人数が減少していますが、派遣を中心として就業のマッチングを強化した結果、昨年の9月末現在と比較し入会が14人多

く、退会が3人減っています。引き続き、就業のマッチングの強化と就業をしていない方にいろいろな情報を提供し就業できる形をとり退会抑制を講じていきたいと思えます。以上です。

○松岡議長（理事長） 説明は終わりました。質疑はございますか。

（質疑なし）

### （3）令和5年度予算執行状況について（令和5年8月末現在）

○松岡議長（理事長） 次に、（3）令和5年度予算執行状況について、事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 まず、①8月末現在の予算執行状況ですが、当期経常増減額については、4,395,166円のマイナスとなり、赤字が約102万円と増えていますが、上半期はどうしても支出が多くなります。10月以降、補助金などの増額などもあり、また、派遣事業の成績が良く受託収益の増加が見込まれますので、今後これは改善していくものと見込んでいます。これはあくまでも8月末現在の予算執行状況です。

次に、②「特定資産・財政運営資金積立金(1,500万円)」の一部取崩しについて、これは、1,500万円を定期預金で積み立てています。配分金や給与等の支払いで運転資金が不足するおそれがあったので、表のとおり、合計3回にわたり900万円の定期預金を解約して普通預金に預け入れ運転資金に充当しました。最終的に年度末には、これまで全額を定期預金に戻していましたが、今年度は、当初の普通預金残高が360万円ほどで、8月末が約603万円です。定期預金を取り崩さなければ運転資金がないような状況です。ただ、9月末現在は約1,130万円になっています。これは9月に国の補助金が約660万円入った関係でプラス約520万円普通預金の残高は増えています。下半期になりますと、10月には国・市・村の補助金、派遣事業の派遣受託手数料などが立て続けに入ってきますので、大体それだけでも約1,700万円入ります。下半期はかなり改善していきますが、どうしても上半期の方が補助金などの収入がないということから、現時点では積立金の定期預金を解約して運転資金に充てないとやりくりが難しい状況です。令和5年度末の当期経常増減額の状況を見て、定期預金に戻す金額を決定したいと思えます。

以上です。

○松岡議長（理事長） 説明は終わりました。質疑はございますか。

（質疑なし）

### （4）令和5年度当期経常増減額見込について

○松岡議長（理事長） 次に、（4）令和5年度当期経常増減額見込について、事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 次に、令和5年度当期経常増減額見込です。

現時点での実績と今後予想される収入支出などを見込んだものです。結果的には

当期経常増減額が約112万円改善しますが、経常費用が経常収益を約205万円上回るという見込みをしています。

経常収益で増えていくものが、受取事務費、労働者派遣事業等受託収益ですが、派遣についてはもう少し増えていくと見込んでいます。補助金が211万円ほど増加し、経常収益が約348万円増える見込みです。

一方、経常費用については、昨年度10月に正職員を2名採用し、臨時職員が2名退職ということになり、本年度は正職員が5名、有期雇用が1名、臨時職員が2名という職員構成に変わりました。定期昇給などもあり人件費が増えています。また、その他経常費用が約27万円増えています。この中には租税公課、消費税の増額分が入っています。その他の費用が減っていく関係で約27万円になっていますが、租税公課が約90万円増えています。これは3年度から4年度にかけて事務費を見直し400万円くらい事務費が増えていますので、これに対する消費税ということになります。

こういう状況がありますので、今後審議をしていただきます配分金、事務費などの率の問題がこういうところからもプラスアルファで出てくるということになります。説明は以上です。

○松岡議長（理事長） 説明は終わりました。質疑はございますか。

（質疑なし）

#### （5）令和5年度受注実績について（令和5年8月末現在）

○松岡議長（理事長） 次に、（5）令和5年度受注実績について、事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 今年度8月末現在の就業の受注実績です。これは請負の職群別・公共・民間別事業実績ということになります。

まず、受注件数は計154件減少しましたが、特に個人・家庭からの受注件数が158件減っています。一般企業等については3件増えています。ただ、延べ就業人員は相当減っています。受注が減って就業延人員が減っているということは、それだけ会員の就業が少ないということになります。職群別で言いますと、技術群、技能群、一般作業群、サービス群とこういう職群については受注件数が減っています。ただ、表の右側の⑤契約金額の合計額は若干増えています。これは配分金の見直し、事務費の見直しなどありましたので、受注件数が減ったけれども、受注単価が増えているということになります。

一方、派遣になりますと、受注が17件増え、就業延人員も251人増えています。これは企業の人手不足があり、特に飲食、宿泊業などについては、人手不足という現状からシルバー人材センターへの依頼があります。その関係で派遣事業は増えています。派遣については、受注件数も契約金額も増えているということになります。

したがって、この受注の実績については、確かに契約金額は増えているが請負の

受注件数が減っているということを改善していかないと、毎年事務費を引き上げなければならぬことになり、このままでは下がっていくという状況にあります。事務費が少なくなれば当然運営する経費が足りなくなるということになるので、まずは受注件数を増やすというようなことを策として挙げていく必要があります。説明は以上です。

○松岡議長（理事長） 説明は終わりました。質疑はございますか。

（質疑なし）

#### （6）シルバーワークプラザの避難所指定について

○松岡議長（理事長） 次に、（6）シルバーワークプラザの避難所指定について、事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 シルバーワークプラザが、本年6月1日に指定緊急避難場所及び指定避難所に指定されました。

このシルバーワークプラザは、建築が平成8年2月です。この建物が避難所になっていなかったということがありましたので、米子市の方でしていただいたということになります。この建物は、指定避難所ということになりますので、対象となる災害としては、洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、高潮、地震、津波、大規模な火事、内水氾濫、火山現象となりますが、特にこの施設を避難所として利用するということになると、大規模な災害ということが想定されます。洪水とか崖崩れなどについては、大雨警報が出たりしますとそこに関連する避難所は開設しますが、このシルバーワークプラザはそういうことはありません。想定されますのは地震などの大規模災害、同時多発的に市内に災害があったときにこの施設を避難所として利用していただくということになります。

また、指定した指定緊急避難場所は、この建物の敷地ということになります。

避難場所に指定されたことにより、市にとって施設維持管理に当たって、本年度予定しています1階部分の空調設備の更新を予定しています。来年度は2階部分を予定していますが、有利な起債事業、お金を借りる際に有利な起債制度が利用できるということをうかがっています。説明は以上です。

○松岡議長（理事長） 説明は終わりました。質疑はございますか。

（質疑なし）

#### （7）会員拡大の取組みについて

○松岡議長（理事長） 次に、（7）会員拡大の取組みについて、事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 会員拡大の取組みについて、①当センターの入会促進の取組み、②退会抑制の取組み、③会員継続を促進する制度の3つになります。まず、入会促進の取組みについては、アとして広報・募集です。特に、自治体の広報紙に入会の

募集記事を掲載しています。概ね2か月ごとに「広報よなご」に掲載依頼していますが、昨年の秋ごろから入会説明会に来られる方が減ってきています。まず、入会説明会にお越しいただかないとどうしても入会が増えないという状況ですので、やはり広報に力を入れないといけないこととなります。次に、イ会員主体の取組みとして、会員紹介による入会強化月間として、8月及び9月の2か月間としており、現在までに6名の紹介がありました。この会員主体の取組みというのが、全国のシルバー人材センターでも大きな成果を得ているということがありますので、イの会員が就業する際のポスティング、紹介等の勧誘活動を今後検討し実施する予定としています。全国のシルバーでは「1会員1入会」という取組みをされているところもあります。ここまではなかなか難しいかもしれませんが、会員による入会の勧誘活動をお願いしたいと思います。次に、ウ入会説明会の改善として、随時受付、時間短縮、説明内容の工夫などを行い、また、全国のシルバーで行っている入会説明会参加者への粗品等の提供など、多くの入会申込となるよう検討していきます。次に、エ入会手続きの改善としては、これまで手続きの簡略なども行っています。また仮会員制度を導入して、会費の負担なども軽減しています。

次に、②当センターの退会抑止の取組みとして、会員なのに就業するところがない。マッチングできないというようなことをできるだけなくしていくという取組みが退会抑止の最大の取組みではないかと思っておりますので、ここらを引き続き強化していくということかと思っております。数字では、会員の入会状況は昨年と比較し退会が3人抑止されています。これを続けていきたいと思っております。

次に、③会員継続を促進する制度として、当センターでは満75歳以上で入会してから7年ということ、併せて就業が直近3年間あるということが条件となっています。これだけということになります。他のセンターでは、もう少し入会の期間が長い方に対して、長期入会員に対し表彰しているので、今後そういうような事例も調査して表彰規程の見直しの提案をしたいと思っております。理事懇談会を中心に議論していただき、当然表彰規程の改定が必要となるので、3月をめどに表彰規程の改定を目指していきたいと思っております。

最後に、④年度別男女別会員数を掲載しています。会員数は平成15年度をピークに徐々に減ってきているということで、令和4年度末で530人なので、約半分ぐらいになったというのが現状です。やはり会員が少しでも多くいないと仕事を受けてもできる会員がいないということがあるので、ここは会員数を増やしていかないといいないということになります。今後、このようないろいろな取組みを列記していますが、取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

○松岡議長（理事長） 説明は終わりました。質疑はございますか。

（質疑なし）

## ●決議事項

### 第1号議案 最低賃金の改定に伴う配分金等見積基準単価の改定について

○松岡議長（理事長） それでは、次に、4 決議事項、第1号議案 最低賃金の改定に伴う配分金等見積基準単価の改定について、事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 決議事項、第1号議案、最低賃金の改定に伴う配分金等見積基準単価の改定について、次のとおり、理事会の決議を求めるものです。

まず、1 配分金等見積基準単価の時間額の最低額の改定の案です。

これは、鳥取県最低賃金の時間額が、本年10月5日から900円に改定されたことに伴い、「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」及び「配分金規約」の規定を参考に、配分金等見積基準単価の時間額の最低額を現行の860円から900円に改定しようとするものです。実施は令和6年4月1日です。

次に、2 配分金等見積基準単価表を別添資料で掲載しています。配分金等見積基準単価表、消費税込、案ということで、これの右から2番目の表の配分金がありますが、これの米印をつけているところが860円から900円にしたいという案です。また、屋外作業の除草作業については、今年度から900円にしています。最低額が860円ですが、除草作業については900円にしています。また7月から9月にかけての夏については950円にしています。今回この除草作業については据え置くと配分金等検討委員会で検討しています。なお、機械使用料等については、今後植栽班長会議などで検討していきたいと思えます。

次に、配分金等見積基準単価の時間額の最低額の改定の理由ですが、9月29日に開催した配分金等検討委員会で、本日提案した内容を確認したということになります。ただ、改定することへの懸念ということで、なお、安くていい仕事をしているというシルバーの印象がなくなること。配分金等見積基準単価の改定により発注者への負担が大きくなりシルバーへの発注を取りやめてしまうことへの懸念がありました。特に、年金のみで生活している方については、年金も上がらない状況で諸物価高騰に合わせてシルバーの配分金の見積基準単価が上がるということは負担が大きくなるのではないかとというような意見がありましたが、総合的に判断をしていただき現行の860円から900円に、令和6年4月1日から改定することが確認されました。

次に、鳥取県最低賃金と配分金等見積基準単価の年度別比較表については、令和元年度から本年度までの推移ですが、鳥取県の最低賃金の時間額については、令和元年度790円であったものが本年度10月から900円ということになり、110円上昇したことになります。配分金等見積基準単価の最低額については、元年度から3年度までが800円、4年度830円、5年度860円ということで、令和6年度は900円という案を上げています。令和元年度については、消費税の引き上げにより見積基準単価を引き上げています。令和4年度については、この配分金の改定と併せて事務費率を10%から14.5%に引き上げています。配分金と併せ事務費の額の改定があ

ったということになります。

次に、今回の最低賃金の改定に伴う配分金等見積基準単価の改定の根拠については、シルバー人材センターの適正就業ガイドラインとして、適正な料金、賃金、配分金の水準の設定として、シルバー人材センターは、業務を受注することにより、同種の業務を行う民間業者の利益を不当に害することがないようにしなければならない。併せて、料金を、同種の業務を行う民間事業者の価格に配慮し、著しく低い水準とならないように設定する必要があります。これは、シルバー人材センターが安く設定すると、どうしても金額の安い方にいくということがあるので、それはしないようにということで、著しく低い水準にならないようにし、民業圧迫にならないように適正な料金水準を設定してくださいという規定です。次に、適正な賃金、配分金水準の設定については、会員が、派遣、職業紹介の業務に従事する場合、最低賃金法が適用されるため、賃金は最低賃金を下回らない水準としなければなりません。会員が、請負、委任の業務に従事する場合、最低賃金法は適用されませんが、配分金の総額を標準的な作業時間で除した額は、原則として最低賃金を下回らない水準を勘案したものとする必要があります。このようなガイドライン、また、配分金規約第4条でその地域における最低賃金等を尊重し、社会的に相当な内容のものにするということがあります。

このようなガイドライン及び配分金規約を勘案して今回900円に改定したいという案を理事会に提案し決議を求めるものです。説明は以上です。

○松岡議長（理事長） 説明は終わりました。質疑等がございましたらお願いいたします。

（質疑なし）

○松岡議長（理事長） それでは、本件について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

（異議なし）

○松岡議長（理事長） 御異議ございませんので、本件については、原案のとおり可決いたします。

## 第2号議案 事務費の額の改定について

○松岡議長（理事長） 次に、第2号議案 事務費の額の改定について、事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 次に、第2号議案 事務費の額の改定について、本年10月からインボイス制度が導入されることに伴い、センターは仕入税額控除が一部できなくなり、次年度以降新たに預かり消費税分を納付する必要が出てくること及び諸物価高騰に備え、事務費の額の改定による受取事務費増額分により安定的な財政運営が確保できるよう、理事会の決議を求めるものです。

まず、1 事務費の額の改定の案については、事務費の額は、受注額、配分金に相当する見積額を現行の14.5%から18%に改定しようとするものです。ただし、理事



長が特に必要と認めるときは、これを変更することができるものとする。これは、継続した企業等との契約に対して規定どおりとならないものについて適用しようとするものです。施行は令和6年4月1日とするという案です。

次に、18%に改定しようとする案の理由ですが、まず、事務費規程第3条第2項で、事務費の額は、受注額、配分金に相当する見積額のおおむね8パーセントから20パーセントまでとあり、この範囲内で収まっており、また、理事会において定めるといことから理事会の決議を求めるといことになります。

次に、事務費の額の改定に基づく当期経常増減額の試算ですが、令和5年度の当期経常増減額の見込みとして約205万円のマイナスと試算しています。こういう状況と併せ、本年度10月から消費税の仕入税額控除が一部できなくなり、申告納付税額が約193万円、中間納付税が約117万円、合計約309万円の消費税がかかってくるということで、6年度は5年度と比較すると約187万円、消費税額が増えてくるということになります。現行の事務費の率の14.5%では約392万円の赤字になり、今の事務費率ではこの受取事務費しか財源がないということになれば、受注が増えてくればいいがなかなか急にできないということがあるので、受取事務費の額を改定してこの消費税の増額分、諸物価高騰に備えていこうというもので、18%でやっと黒字になるという試算をしています。したがって、単年度の収支の均衡ということから、18%にしたというのが今回の案です。

次に、最低賃金の改定に伴う配分金等見積基準単価の最低額を900円に改定し事務費率の改定を併せて実施した場合の試算です。現行の985円から1,062円に、7.9%上昇し上昇幅が77円となり、大変大きな引上げをお願いすることになりますが、当センターの経営状況を考え、安定的な財政運営をするために、事務費の額を配分金に相当する見積額の現行の14.5%から18%に改定しようとするものです。説明は以上です。

○松岡議長（理事長） 説明は終わりました。質疑等がございましたらお願いいたします。

（質疑なし）

○松岡議長（理事長） それでは、本件について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

（異議なし）

○松岡議長（理事長） 御異議ございませんので、本件については、原案のとおり可決いたします。

### 第3号議案 淀江連絡所の廃止について

○松岡議長（理事長） 次に、第3号議案 淀江連絡所の廃止について、事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 最後に、第3号議案 淀江連絡所の廃止について、理事会の決

議を求めるものです。

まず、1 廃止の時期は、本年10月31日をもって淀江連絡所、作業所を廃止し、米子市行政財産使用許可の終了を届け出し、使用物件を原状回復して米子市に返還しようとするものです。

次に、2 廃止の理由としては、① 施設の老朽化、昭和40年代の建物で50年程度経過している建物である。② 施設を利用した就業機会が減少し、所期の目的であるシルバー人材センター事業としての使用が果たせなくなりました。

次に、3 設置の経過として、平成17(2005)年3月31日に、米子市と淀江町が合併したことに伴い、同年4月1日、社団法人米子広域シルバー人材センターと社団法人淀江町シルバー人材センターが統合し、「社団法人米子広域シルバー人材センター」となり、旧淀江町シルバー人材センターを「淀江連絡所」として設置しました。平成17年度から26年度までの10年間、自主的な会員管理として「淀江作業場(連絡所)」で対応可能な褥・障子・網戸の張替作業を展開し、その後、平成27年度から新規事業として、発送商品の梱包作業を開始し、また、地域班活動としても引き続き利用していました。令和3年度以降、徐々に発送商品の梱包作業の受注が減少し、ついに、令和5年6月に受注がゼロとなったため、③ 施設維持のための経費の削減として、施設を維持する電気、水道、下水道、電話等の使用を中止することとしました。

このような状況を踏まえ、本年10月31日で廃止したいという提案です。以上です。  
○松岡議長（理事長） 説明は終わりました。質疑等がございましたらお願いいたします。

（質疑なし）

○松岡議長（理事長） それでは、本件について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

（異議なし）

○松岡議長（理事長） 御異議ございませんので、本件については、原案のとおり可決いたします。

### ●その他

○松岡議長（理事長） 最後に、5 その他について、事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 令和5年度次回理事会開催予定は、第4回理事会を令和6年3月22日(金)に予定しています。米子市と日吉津村の議会の日程を考慮して前後するかもしれませんが、3月22日を予定させていただきたいと思っております。以上です。

○松岡議長（理事長） その他御質問等はございませんでしょうか。

（「なし。」という声あり）

○松岡議長（理事長） 以上をもちまして、令和5年度第3回理事会を閉会いたします。

10 閉会 午後2時31分

公益社団法人米子広域シルバー人材センター定款第39条第2項の規定により、  
記名押印する。

令和5年11月8日

理事長(代表理事) 松岡勉

副理事長(代表理事) 矢倉英雄

監事 塚田武志

監事 吉津秀樹